

令和元年9月2日

お客さま各位

都留信用組合

キャッシュカードによる現金出金限度額の引下げについて  
(電話詐欺等被害防止対策)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

お客様におかれましてもご承知のことと存じますが、昨今の電話詐欺等の手口として、役所・警察・銀行協会・金融庁・金融機関等を名乗り、言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを騙し取って、ATMから現金を引出す「カード詐欺被害」がご年配のお客様を中心に多く発生しております。

当組合では、お客様の大切な財産をお守りするため、このような被害の拡大防止のためATMによる現金出金限度額の引下げ・制限を下記のとおり実施いたします。

お客さまに大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ATMによる1日の現金出金限度額

**1日 100万円 ⇒ 50万円**

すでに、現金出金限度額を任意の金額に設定されている場合は、その設定額が現金出金限度額となります。

2. 当組合および他金融機関のATMにおいて、過去1年以上キャッシュカードによる現金出金を利用されていない70歳以上のお客さま(個人事業主を含みます。)

**1日の現金出金限度額を10万円に制限させていただきます。**

3. 対応開始日

令和元年12月10日(火)より

4. 現金出金限度額の引き上げを希望される場合

平日の営業時間内に預金届出印をご持参のうえ当組合の窓口へお申し出ください。  
ご本人確認のうえ、対応させていただきます。

なお、キャッシュカードによる「お預け入れ」は従来どおりご利用いただけます。

〈お問い合わせ先〉 お客様相談窓口

TEL 0120-302144